

〔第2問〕（配点：50）

政治家を目指しているAは、日本の将来について熱く論じる文章P（約1万字）を創作し、これを通勤客であふれる早朝の駅前広場で披露したところ、予想以上の喝采を浴びた。これに気を良くしたAは、この様子を撮影した映像に自ら編集を加えて動画Qを作成し、これを自己のウェブサイトに掲載したところ、空前の再生数を記録し、マスメディアにも取り上げられるなど大きな注目を集めた。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。

〔設問1〕

日頃から旬の話題を広く紹介している個人ブロガーBは、最新の投稿において、Aの熱弁を収めた動画Qが大きな注目を集めていることを紹介し、その中で、文章P全体を分かりやすく1000字程度に要約した文章P'を掲載するとともに、その内容を批判する3000字程度の文章を添えた。これを見て憤慨したAは、Bに対し、文章Pに係る著作権の侵害を理由として、文章P'の削除を請求した。

Aはどのような主張をすべきか。これに対するBの反論として、どのような主張が考えられるか。それらの妥当性についても論じなさい。

〔設問2〕

人気プログラマーCは、インターネット上の動画ファイルを視聴するとその映像が変容して表示される再生ソフトRを開発し、これを無料でダウンロードできるように自己のウェブサイトで公開している。ある日、Cは、再生ソフトRを用いて動画Qを視聴すると、その映像が実に滑稽な様子にゆがんで表示されることに気づき、自己のウェブサイトにおいて、「みんなこの再生ソフトRでAのウェブサイトにある動画Qを見てみろ」と書き込んだ。すると、これを見た多くの人が再生ソフトRを用いてAのウェブサイト上の動画Qを視聴した結果、Aはすっかり笑いものになってしまった。

Aは、動画Qに係る著作権者人格権に基づいて、Cに対し、どのような請求をすることが考えられるか。その妥当性についても論じなさい。

（法務省 HP より転載 <https://www.moj.go.jp/content/001443626.pdf>）

第1 設問1

1 A及びBの主張

Aとしては、文章Pは著作物（2条1項1号）であり、その著作権はAに帰属している（17条1項）とした上で、文章P'の作成は「翻案」及び意に反する「改変」にあたり、文章P'をブログにアップする行為は「公衆送信」にあたるとして、翻案権（27条）、同一性保持権（20条1項）及び二次的著作物利用権（28条）としての公衆送信権（23条）の侵害を主張すべきである。

これに対し、Bにおいては、翻案及び改変該当性を否認し、また、翻案権及び公衆送信権侵害について引用の抗弁（32条1項）を主張し、さらに、同一性保持権侵害については「やむを得ない改変」（20条2項4号）にあたる旨主張することが考えられる。

2 翻案該当性に関する双方の主張の妥当性

文章Pは、日本の将来像に関する約1万字からなる文章であり、単なる事実の羅列ではなく、言葉の選択、文章構成、展開等に創作性があると考えられるから著作物にあたる。そして、文章P'は文章Pに依拠して作成されているが、翻案に該当するには、さらに文章Pの表現上の本質的な特徴を直接感得できることが必要である。

以上について、問題文から具体的事情は明らかでないが、文章P'は約1000字のまとまった文章であり、ここで文章Pにおける文章構成や展開等が再現されているのであれば、文章Pの表現上の本質的な特徴を直接感得できるものとして、翻案に該当する。

したがって、この場合はAの主張が妥当である。

東京地裁平成10年
10月30日判決（血液型と性格事件・百選73事件）を題材とした問題。

スペースがあれば、
翻案とならない場合も具体的に記載することが望ましい（結論＝アイデアだけ同じで、表現手法が全く異なる場合等）。

3 引用の抗弁の成否—要約引用の可否

著作権法においては、他人の著作物を「翻訳」して引用することは明文をもって認めているが（47条の6第1項2号）、翻案（要約）して引用することの可否については、具体的な規定がない。このことから、要約引用は認められないとする見解もある。

しかし、もし要約引用をすべて違法としてしまうと、広い範囲で著作物の趣旨を伝達する必要がある場合には、原文の大部分を切れ切れに掲載する等の必要が生じ、実務上不都合であることに加え、結果として引用箇所が膨大となり、逆に著作権者の不利益ともなる。

かかる必要性に加え、引用が表現の自由をはじめとする民主主義にとっても重要であることからして、32条1項の「引用」という文言には複製だけでなく要約する場合も含むと解釈し、要約引用も他の32条1項の要件を充足すれば、適法となると考える。

4 引用の抗弁の成否—引用要件充足性

そこで、著作権法32条1項の「公正な慣行に合致」、「目的上正当な範囲内」の要件充足性をみるに、これらの要件は、引用することの目的、方法や態様、利用される著作物の種類や性質、著作権者に及ぼす影響の有無・程度等を総合的に見て判断される。

そして、文章Pが政治的言論であり社会の批評に晒される性質のものであること、政治的言論を批評するためにはある程度の長文による引用が必要と認められるところ、文章P'では、引用箇所は1000字程度、批判箇所が3000字程度であり主従関係が認められること、引用箇所と他の箇所が明瞭に区分されていると考えられること（いわ

百選の解説のほか、中山425頁。なお、高林「標準著作権法」（第4版なら180頁）でもポイントが簡潔に纏められている。

ゆる明瞭区別性あり）及び文章Pが政治的言論であり、文章P’の利用が著作権者であるAに与える経済的価値は限定的であるとも考えられることからすると、本問で文章P’の利用は、「公正な慣行に合致」し、引用の「目的上正当な範囲内」で行われているものと考えられる。したがって、32条1項の要件を充足し、Bの主張が妥当である。

5 同一性保持権侵害の成否に関する双方の主張の妥当性

要約内容が文章Pの趣旨を正確に反映した忠実なものであれば要約引用が32条1項により翻案権等の侵害とならないこととの均衡から、たとえそれが「意に反する」「改変」と評価される場合であっても、「やむを得ない改変」(20条2項4号)に該当すると考える。したがって、この場合は、Bの主張が妥当である。

第2 設問2

1 考えられるAの請求

Aとしては、差止請求(112条1項)としてソフトRの公開の停止、付帯請求(同条2項)としてCのウェブサイトから再生ソフトRの削除、及び、損害賠償(民法709条)を請求することが考えられる。また、名誉・声望を回復するための措置としてCのウェブサイトでの謝罪広告の掲載を請求することも考えられる(115条)。

2 再生ソフトRによる動画Qの再生が同一性保持権となるか

動画Qは、文章Pを通勤客であふれる早朝の駅前広場で披露した様子を撮影した映像に編集を加えたものであり、撮影方法や編集内容に創作性があると認められるから、映画の著作物にあたる。そして、再生ソフトRによって動画Qを再生する行為は、これにより動画Qの映

1 像が滑稽な様子にゆがんで表示され、視聴者からAはすっかり笑いも
2 のになったというものであるから、「意に反する」「改変」にあたる。

3 そのため、当該行為は、同一性保持権侵害となる。

4 3 各請求の可否（侵害主体性等）

5 上記同一性保持権を侵害するのは、直接的には再生ソフトRを使用
6 するユーザーであるところ、Cは、自己のウェブサイトで、ソフトR
7 を提供し、ソフトRによる動画Qの再生を推奨する投稿までしている
8 から、同一性保持権侵害を少なくとも教唆・ほう助しているといえ、
9 共同不法行為責任（民法719条1項又は2項）が成立する。そのた
10 め、Aの損害賠償請求は妥当である。

11 次に、Cに対する差止請求及び名誉等回復措置請求が認められるに
12 は、Cが単なる教唆・ほう助に留まらず、著作者人格権の侵害主体で
13 あると認められることが必要であるところ、著作者人格権の侵害主体
14 性は、侵害対象、侵害の方法、関与の内容、程度等の諸要素を考慮し
15 て規範的に判断すべきである。

16 そして、Cは、ソフトRを開発して一般に提供していることに加え、
17 動画Qを指定してソフトRの使用を推奨する投稿までも行っている。
18 このように、Cは、同一性保持権侵害のための重要な手段を提供し、
19 対象著作物を選定・限定してユーザーに対し積極的に侵害行為を働き
20 かけているのであるから、侵害行為に支配的に関与しているものとし
21 て、侵害主体性が認められる。

22 したがって、Cの差止請求及び名誉等回復措置請求も妥当である。

侵害主体性は重要
論点なので、必ず触
れるべき。なお、①
最高裁平成13年2
月13日判決（とき
めも事件・百選33
事件）、②最高裁平
成23年1月20日
判決（ロクラクⅡ事
件判決・百選84事
件）、③最高裁令和
4年10月24日判
決（音楽教室事件・
百選85事件）は要
確認。また刑事事件
として最高裁平成
23年12月19日決
定〔Winny事件〕

以上